

アスリートの成人は『18歳以上』

世界アンチ・ドーピング規程では、**18歳以上の競技者を「成人」として定義**しています。

18歳未満の競技者には、成人の競技者と比べて、いくつかの配慮(特別措置)がなされています。

※RTPA(IF指定)以外の競技者の場合、日本では20歳未満のアスリートまでが特別措置の対象となる項目があります。

		18歳	20歳～
手続き 事前	親からの同意書	スポーツに参加するには、 未成年競技者の親(親権者)から競技団体へ「同意書」の提出が必要 RTPA (IF指定)	①18歳未満適用 ……オレンジ ②18～19歳適用 ……ピンク ※DCO=ドーピング検査員 (ドーピングコントロールオフィサー)
	通告手続き	同伴者(20歳以上)を伴った状態で権利と責務の説明を受け、通告手続きを完了 することができる	単独で権利と責務の説明を受け通告作業を完了 ※言語、障がい等の理由により、DCO(※)が同伴者立会の必要性があると判断した場合には、同伴者の立会が求められる
検査手続き/作業	採尿手続き	競技者は自身の判断で以下の3つの選択ができる 同伴者を採尿時にも伴うことができ、(①又は②へ) ① 同伴者に競技者が見えない位置に立ってもらい採尿を看視するDCOの監視をしてもらうことができる ② 同伴者に採尿を看視するDCO及び競技者本人も見える位置に立ってもらい、採尿状況を確認してもらうことができる ③ 採尿時に同伴者を伴う権利を 放棄 することができる ※上記のどの状況においてもDCOは同性の同伴者を伴うことができる	障がい等正当な理由を伴い、競技者及びDCOの両者が必要であると判断しない限り、 18歳以上の競技者は採尿時に同伴者を伴うことはできない
	検体封印/書類作業	① 競技者は 20歳以上の同伴者を伴う ことができる ② 同伴者を伴う権利を放棄する場合には、書面への記録が求められる ③ 18歳未満を対象とした検査手順の特別措置対応内容は、書面にて記録することが求められる	競技者は 20歳以上の同伴者を伴う ことができる
結果管理	証明責任の軽減	禁止物質がどのように身体に入ったかを競技者自身が 明確に証明する責任が軽減 される	競技者は、 禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについて、自身が証明責任を持つ
	制裁措置の自動公開なし	アンチ・ドーピング規則違反をした場合、 制裁に関する情報は公開されない ※重大な違反をした場合は例外になることもある RTPA (IF指定)	アンチ・ドーピング規則違反をした場合、制裁に関する情報は 一般開示される